

研究委員会選奨規程

2021年11月16日制定

(目的)

第1条 本会の研究委員会（以下、研究委員会という）における学術または関連事業に対し、業績ある者の表彰または奨励（以下、選奨という）をはかることを目的とする。

(選奨の設置)

第2条 本会に次の種類の選奨を設ける。

イ) 研究会貢献賞の選奨

ロ) その他、研究委員会が定める賞（以下、その他の賞という）の選奨

(研究会貢献賞の設置)

第3条 本会に日本バーチャルリアリティ学会研究会貢献賞（以下、研究会貢献賞という）を設ける。

(研究会貢献賞の授与対象者)

第4条 研究会貢献賞は、本会の研究委員会が主催する研究会（以下、研究会と略する）において活発に研究発表を行った者に贈呈する。

2 研究会貢献賞の授与対象者は、毎年1月から12月に開催された研究会において次の各号に該当する者の中から選定する。

イ) 3回以上の発表を行っている者。ただし、各研究会を主催する研究

委員会が同一である必要はない。また、同一研究会において2回以

上の発表を行った場合には2回の発表とみなす。

ロ) 前号の発表に際して、研究会の開催にあたって発行される予稿集に

原稿が掲載されており、原稿において第一著者として記載されてい

る者。

ハ) 前号の発表を行った年の翌年1月末までに、別途定める様式に従っ

て自ら申告した者。

(研究会貢献賞の審査)

第5条 研究会貢献賞の候補者を調査選定するため、研究会貢献賞選考委員会を設ける。

(研究会貢献賞選考委員会の構成)

第6条 研究会貢献賞の選考委員会は、本会の研究運営委員会（以下、研究運営委員会という）委員長を委員長とし、委員長が研究運営委員会委員から指名した1名を含め、全2名で構成する。

- 2 選考委員が研究運営委員会の構成員でなくなった場合は、委員長が研究運営委員会委員から指名した委員と交代する。
- 3 研究会貢献賞の選考委員会の委員長は、委員会を招集して、その議長を務める。委員長の指名により副委員長を置く。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長にやむを得ない事情があり職務に就けない場合は、その職務を代行する。
- 5 委員の任期は、毎年4月から翌年3月までの1年間とする。委員の再任を妨げない。

(研究会貢献賞選考委員会による審査)

- 第7条 研究会貢献賞の選考委員会は、前条の該当者に対し公正に審査を行い、受賞候補者および審査結果を研究運営委員会に報告し、研究運営委員会の承認を得て決定する。表彰は研究運営委員会委員長名で行う。
- 2 研究会貢献賞の選考委員会は、受領者が決定されたときをもって解散する。

(研究会貢献賞の受賞の決定)

- 第8条 研究会貢献賞の受領者は、研究会貢献賞選考委員会の選考に基づき、研究運営委員会の議決により決定する。
- 2 委員会での選考の議事詳細は公表しない。

(研究会貢献賞の表彰)

- 第9条 研究会貢献賞の表彰は、賞状の送付あるいは賞状の電子データの送信をもって行う。

(その他の賞の設置)

第10条 各研究委員会は、研究委員会における有益な研究発表や貢献を行った者等に対し、研究委員会が定める賞を贈呈することができる。

2 研究委員会により次の各号を設定し、予め研究運営委員会に報告し、承認を得ることによって賞が設置される。

イ) 賞の名称

ロ) 授与対象者

ハ) 選考方法

ニ) 表彰

3 賞の名称には日本バーチャルリアリティ学会という名称を含めないこととする。

(その他の賞の授与対象者)

第11条 その他の賞は、前条のとおり承認された授与対象者の中から選定する。

(その他の賞の審査)

第12条 その他の賞は、前条のとおり承認された選考方法に基づいて審査を行う。

(その他の賞の受賞の決定)

第13条 その他の賞の受領者は、各研究委員会において定める方法により決定する。

(その他の賞の表彰)

第14条 その他の賞の表彰は、各研究委員会において定める方法により行う。

2 表彰は研究委員会委員長名で行う。

(附則)

1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。

2 本規程は2022年1月1日より実施する。

3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。